

壱岐市まちづくり協議会 盈科小学校区「集落支援員」募集要項

壱岐市地域協議会

盈科小学校区において取り組みを推進する集落支援員を募集します。

1 応募職種等

応募職種	採用 予定数	受 験 資 格
集落支援員	1名	(1) 年齢不問 (2) 業務に専任できる方 (3) 盈科小学校区内に在住の方または採用後在住可能な方 (4) 地域振興に意欲を持ち、積極的に活動できる方 (5) 普通自動車運転免許を有する方 (6) Word、Excel、インターネットなど、基本的なパソコン操作ができる方 (7) 心身ともに健康な方

次の各号の一つに該当する方は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない方
- (2) 地方公務員法第16条に該当する方

2 業 務 内 容

- (1) 地域の巡回、状況把握及び課題の分析に関すること
- (2) 支援地域の実情及び課題に応じた具体的な方策の検討及び推進に関すること
- (3) 地域団体、住民及び市との連絡調整に関すること
- (4) 協働によるまちづくりの推進に関すること
- (5) 協議会の運営及びまちづくり計画事業の遂行に関すること
- (6) 月単位の行動計画及び活動報告の作成に関すること
- (7) その他必要と認める事項の処理に関すること

3 採用予定日 ： 令和8年11月1日（協議により変更する場合があります。）

4 勤 務 場 所 ： 〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦122番地8
 クロスポート武生水 内

5 試験の方法 ： 志望動機書による書類審査及び面接試験
 ※志望動機書については申込時にご提出ください。

6 試験の日時、場所及び発表

- (1) 日時・場所： 令和8年10月下旬 ※ 応募者へ後日通知致します。
- (2) 発 表： 受験者各自に文書通知する。

7 受験申込書の受付手続き及び受付期間

- (1) 受付期間 令和8年10月6日(火) ～ 令和8年10月21日(水)
- ・ 平日8時30分から17時15分まで。
 - ・ 土曜、日曜、祝日は受け付けません。
- (郵送の場合は、願書在中「親展」と朱書きして送付してください。)
- ※令和8年10月21日(水) 当日まで必着のこと。

- (2) 提出書類
- ① 壱岐市集落支援員志望動機書(1)～(3)(指定様式)
 - ② 履歴書「写真貼付」(指定様式)

- (3) 問い合わせ先(提出書類の請求先及び提出先)

〒811-5192

壱岐市郷ノ浦町本村触562番地

壱岐市役所地域振興部地域共創課(郷ノ浦庁舎3階)

電話：0920-48-1134

※提出書類は壱岐市ホームページからもダウンロードできます。(<https://www.city.iki.nagasaki.jp/>)

8 給与及び勤務条件等

壱岐市地域協議会職員として、壱岐市まちづくり協議会集落支援員設置要綱等を適用します。

種別		月額
給与	報酬	月額180,000円
	通勤手当	壱岐市職員の給与に関する条例第15条の規定を準用 ※住居～勤務箇所までの距離に応じて支給(2km未満の場合は支給なし)
勤務条件	身分	壱岐市地域協議会の職員として、壱岐市長が委嘱
	加入保険	社会保険(雇用保険・健康保険・厚生年金)に加入
	勤務時間	平日8時30分～17時15分(休憩時間12時～13時)
	休暇等	有給休暇(年次有給休暇)及び無給休暇

※賞与その他手当についてはありません。

9 その他

- ・ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- ・ 提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

(注) 受験申込者から取得する個人情報は、壱岐市地域協議会職員を採用するという目的を達成するために利用するものであり、職員採用に係る業務に必要な範囲でしか利用しません。